

○静岡県震災による被災市街地復興整備条例

平成20年3月21日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、大規模な震災により被害を受けた本市の市街地(以下「被災市街地」という。)の計画的な整備及び関係法令との整合について必要な事項を定めることにより、被災市街地の復興の円滑な推進を図り、もって安全で快適な災害に強い市街地の形成に資することを目的とする。

(復興の理念)

第2条 被災市街地の復興は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を果たしつつ、相互の協力の下に進められなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、被災後の市民の生活及び事業者の事業の再建及び安定並びに被災市街地の復興の円滑な推進を図るため、最大限の努力を払わなければならない。

2 市は、被災市街地の復興に関する施策の実施に当たっては、関係機関との調整を十分に図るとともに、市民及び事業者の意見を聴き、その意見を反映するよう努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民は、被災後の自らの生活の再建に努めるとともに、相互に助け合い、地域社会の復興に努めなければならない。

2 事業者は、被災後の事業の再建に努めるとともに、当該事業を通じて被災市街地の復興に努めなければならない。

3 市民及び事業者は、災害に強い市街地の形成について理解を深めるとともに、市が実施する被災市街地の復興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(都市復興基本方針の策定)

第5条 市長は、被災後、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条第1項の規定に基づき作成した静岡市地域防災計画の定めるところにより静岡市震災復興本部を設置したときは、直ちに被災市街地の概況を調査し、その結果に基づき速やかに被災市街地の復興に関する基本的な方針(以下「都市復興基本方針」という。)を策定し、これを公表するものとする。

(建築制限区域)

第6条 市長は、前条の規定により都市復興基本方針を定めたときは、これに基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条第1項に規定する区域(以下「建築制限区域」という。)を指定するものとする。

(被災市街地復興対象地区)

第7条 市長は、被災前の被災市街地の特性及び被災後の被害状況を踏まえ、被災市街地の復興に関する施策を進めていく必要があると認めた区域を被災市街地復興対象地区として定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により被災市街地復興対象地区を定めたときは、その旨を告示するものとする。

(被災市街地復興対象地区の区域の変更)

第8条 市長は、被災市街地の復興に関する施策の進行状況に応じ必要があると認めるときは、被災市街地復興対象地区の区域を変更することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による被災市街地復興対象地区の区域の変更について準用する。

(建築行為の届出)

第9条 被災市街地復興対象地区(建築制限区域又は被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項に規定する被災市街地復興推進地域(以下「被災市街地復興推進地域」という。)を定めた場合は、当該建築制限区域又は被災市街地復興推進地域を除く。)内で建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、改築又は増築をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為で規則で定めるもの

(4) 国又は地方公共団体が行う行為

2 前項の規定による届出義務を課す期間は、第7条第2項の規定による告示の日から震災の発生した日から起算して2年を経過した日(被災市街地復興推進地域を都市計画法第4条第1項に規定する都市計画(以下「都市計画」という。)に定めたときは、被災市街地復興特別措置法第7条の規定による制限が行われる期間の満了の日)までとする。

(情報の提供等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、必要に応じて建築物の耐震性及び耐火性を高めるための情報を提供するよう努めるとともに、災害に強い市街地の形成を図るため必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は必要な助言を行うことができる。

(被災市街地復興推進地域)

第11条 市長は、建築基準法第84条の規定による建築制限に係る期間が満了したときは、これに引き続き、被災市街地復興対象地区のうち、被災市街地復興特別措置法第5条第1項各号に掲げる要件に該当する区域を被災市街地復興推進地域として都市計画に定めるものとする。

(都市復興基本計画の策定)

第12条 市長は、第7条第1項の規定により被災市街地復興対象地区を定め、及び被災市街地復興特別措置法第5条第1項の規定により被災市街地復興推進地域を定めたときは、速やかに都市復興基本方針に基づき被災市街地の復興に関する施策を推進するための計画(以下「都市復興基本計画」という。)を策定し、これを公表するものとする。

2 市長は、都市復興基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、提出された意見を十分検討し、反映できるものについては、反映するよう努めるものとする。

(被災市街地の復興に関する施策の推進)

第13条 市長は、都市復興基本計画に基づき、被災市街地復興推進地域においては、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業、都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する市街地再開発事業その他の面的整備事業、道路、公園その他の公共施設の整備、都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画(以下「地区計画」という。)の決定、建築物の不燃化の促進その他被災市街地の復興に必要な施策を推進するよう努めるものとする。

2 市長は、都市復興基本計画に基づき、被災市街地復興対象地区のうち被災市街地復興推進地域を除く区域においては、地区計画の決定、建築物の不燃化の促進その他被災市街地の復興に必要な施策を推進するよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。